

1 火薬類・猟銃保安

(1)火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2)火薬類・猟銃等関係事業所(製造、販売、貯蔵等)の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 火薬類事業所数等(市町村に権限移譲)

	製造業者(煙火類)			販売業者									火薬庫									庫外貯蔵所		
	打上仕掛	がん具	打上・仕掛がん具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	導火線	水蓄	小計	販売業者	土木業者	その他
仙南消防	1	0	0	0	3	0	2	0	0	1	2	8	7	0	0	0	1	0	0	0	8	4	0	0
仙台消防	1	0	0	0	5	0	1	0	1	0	3	10	9	0	0	1	12	1	0	0	23	4	0	13
石巻消防	0	0	0	0	3	0	1	3	0	1	9	17	5	0	0	0	1	1	0	0	7	5	0	0
塩釜消防	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	1	0	1	0	2	0	0	0	4	4	0	3
気仙沼・本吉消防	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	4	4	0	0
大崎消防	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	5	4	0	1
岩沼消防	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	1
名取消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	2
栗原消防	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0
亘理消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
登米消防	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	6	6	0	0	1	1	0	0	0	8	4	0	1
黒川消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	4	0	0	0	17	0	7	8	1	4	22	59	33	0	2	3	24	6	0	0	68	30	0	21

*販売業者のA、B、C、D、E、F、G、H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬(猟用火薬を除く。)又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品(船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。)
- D 実包又は猟用火薬(猟用の無煙火薬と黒色火薬)を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの

F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの

G 煙火を販売するもの

H 競技用紙雷管を販売するもの

* 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

1 級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。

2 級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。

3 級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

表1-2 猟銃等製造販売事業所数

事業所区分	事業所数
製造	0
製造・販売	10
販売	2
計	12

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく平成18年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数(市町村長に権限委譲)
(平成18年度)

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	0	火薬庫外貯蔵所指示	11
火薬庫設置許可	0	危害予防規程の認可	2
火薬類譲渡許可	14	保安教育計画認可(製造)	0
火薬類譲受許可	231	保安教育計画認可(販売)	3
火薬類消費許可(煙火を除く)	49	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可(煙火のみ)	103	火薬庫完成検査	0

表2-2 猟銃等許可件数
(平成18年度)

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転)	1
猟銃等販売許可(移転)	1